

○ 任期を定めた任用の任用根拠別形態

職区分		任用根拠	任用期間	勤務形態	備 考
一般職 (地公法 適用)	地方 公務員 法	28条の4 28条の5 28条の6 (定年退職者 等の再任用)	任期あり (1年を超えな い範囲内) (注)	常勤	・当該地方公共団体の定年退職者等を、任命権者が従前の勤務実績等に基づく選考により採用 ・採用しようとする職に係る定年に達していることを要する
				短時間 <非常勤>	・当該地方公共団体の定年退職者等を、任命権者が従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務(勤務時間は、週16～32時間の間で任命権者が定める)の職に採用 ・採用しようとする職に係る定年に達していることを要する ・常勤職員と同様の本格的業務に従事することができる
	任期付 職員法	第3条	5年以内	常勤	① 高度の専門的知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要な場合 ② ①のほか、専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させる必要がある場合
		第4条	3年以内 (特に必要な場 合は5年以内)	常勤	① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事させる場合 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合
		第5条	3年以内 (特に必要な場 合は5年以内)	短時間 <非常勤>	① 4条①②の場合 ② 住民に対して直接提供されるサービスの提供体制を充実させる場合 ③ 部分休業を取得する職員の業務を代替する場合 常勤職員と同様の本格的業務に従事することができる
	任期付 研究員法	3条1項 (招へい型)	5年以内 (特に必要な場 合は7年以内)	常勤	研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者として認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合
		3条2項 (若手育成型)	3年以内 (特に必要な場 合は5年以内)	常勤	独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有する者を、当該研究分野における先導的役割を担う研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

(注) 任期の上限年齢は、年金の支給開始年齢の引上げスケジュールに合わせて段階的に引き上げ、最終的に(平成25年度以降)は65歳が上限年齢とされている。

※ なお、上記以外の任期付採用として、「地方公務員の育児休業等に関する法律」第6条(育児休業に伴う任期付採用)及び第18条(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用)に基づくものがある。